

2015(平成27)年10月19日

株式会社ピーシーデポコーポレーション 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-6

TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973

理事長 池本 誠司



申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

先般お送りしたお問合せに対し、平成27年6月10日付でご回答いただき、ありがとうございました。検討の結果、貴社が使用している契約条項には、消費者契約法に違反する不当条項が記載されているということが判明したため、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

1 損害賠償額の定めについて

貴社のご回答によれば、表A及び表Bは、36か月の最低利用期間経過前に解約があった際に生じる損害相当分を請求するものであるとのことです。しかし、これらの表によれば、36か月経過後も（更新月を除き）賠償請求がなされる内容となっていますから、前記ご回答に照らし、請求内容が貴社に生じる平均的損害を超えるものであることは明らかで、同条項は消費者契約法第9条第1号に違反します。

したがって、平均的損害を超えないよう、この規定を改定するよう求めます。仮に、同条にいう平均的損害を超えないとのご主張をされる場合は、損害額の算定根拠をお示しいただき、平均的損害を超えない理由を明らかにしてください。

(参考) 消費者契約法第9条

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの
当該超える部分

2 解約月の定めについて

貴社の契約条項にはいわゆる解約月の定めがあり、解約月以外の月に解約した場合には解約料が発生することとされています。しかし、民法上、準委任契約はいつでも解約できるものであり、解約月の定めを設けて消費者を解約料で縛ることに合理的な理由は考えられないため、この解約月の条項は、民法の定め に比して消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するものといえ、消費者契約法第10条に違反するものです。

さらに、貴社との契約における解約月は、キャリアとの解約月と必ず一致するものではありません。両者が不一致の場合、携帯電話の利用を止めようとする消費者が、貴社への損害賠償の負担を避けるためには、キャリアとの契約の解約後、解約月まで貴社との契約のみを存続させることを強いられることとなります。しかし、スマートフォンの利用におけるサポートというサービスの性質上、キャリアとの契約が終了しているにも関わらず、貴社との契約のみを存続させる合理性は全くなく、解約月条項が同条に違反することは明らかです。

また、前項で指摘したとおり、解約月以外に解約したことによって発生する損害があるとは考えられず、同条項は消費者契約法第9条第1号にも違反します。

よつて、解約月に関する条項の削除を求めます。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8972 FAX : 048-844-89